

さくら市立たいよう保育園 重要事項説明書（令和8年度）

保育の提供開始にあたり、当園が保護者の皆さまに説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設の目的及び運営の方針

【目的】

さくら市立たいよう保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

【運営の方針】

- ・入園する乳児および幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもと、園児の状況や発達過程を踏まえて保育を行います。
- ・園児の家庭や地域とのさまざまな社会資源と連携を図りながら、園児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行います。
- ・当園は、「さくら市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年9月5日さくら市条例第23号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

2. 提供する特定教育・保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育およびその他の便宜の提供を行います。

（1）養護と教育の一体的な提供

保育士等はこども一人一人を尊重し、生命の保持および情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助します。

（2）子育て家庭に対する支援

地域のさまざまな人や場や関係機関等と連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、子育て家庭への支援を行います。

（3）食事の提供

園児の年齢に応じ、適切な食事の提供を行います。詳細は「12.その他(1)」のとおりです。

（4）時間外保育事業（延長保育）

支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合、所定の時間内において延長保育を提供します。実施日および実施時間等の詳細は「4.特定教育・保育の提供を行う日および時間並びに特定教育・保育を行わない日」のとおりです。

（5）一時預かり事業（一時保育）

保護者の病気や出産・看護・リフレッシュ等により、一時的に保育が必要な場合に実施します。実施時間は原則として8時30分から17時までとします。なお、当事業は余裕活用型による実施のため、受入れ体制やこどもの状況等により、利用をお受けできない場合があります。

(6) こども誰でも通園制度事業（乳児等通園支援事業）

本制度は、国の「こども誰でも通園制度」として実施されるもので、普段保育所等を利用していない0歳6か月から満3歳未満のお子さまを対象に、月10時間を上限としてお預かりする制度です。

(7) 子育て支援センター事業

こどもを安心して生み育てることができるよう、家庭における子育てを支援し、児童の健やかな成長が促進されるよう適切な相談、助言及び活動を行います。

(8) 休日保育事業

「4.特定教育・保育の提供を行う日および時間並びに特定教育・保育を行わない日」に定める休園日において、保護者の労働、職業訓練または就学等により家庭での保育が困難な場合や、疾病、出産、看護、介護、冠婚葬祭、災害、事故等の社会的にやむを得ない事由により、緊急または一時的に家庭保育が困難となる園児を対象に実施する保育事業です。

※たいよう保育園で実施しています。利用には事前に申請が必要です。

3. 園の概要、職員の職種、人員数及び職務の内容（令和8年2月1日現在）

【園の概要】

法人種別	公立（さくら市）
名 称	さくら市立たいよう保育園
所 在 地	さくら市松山796-1
連 絡 先	電話番号 028-681-1331 028-682-2286 F A X 028-681-0186
園長氏名	君島 清美

【職員の職種・員数・職務内容】

	常勤	非常勤	職務内容
園 長	1人	人	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務を司る。
主任保育士	3人	人	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
保 育 士	25人	人	保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看 護 師	1人	人	園児及び職員の健康管理を行うとともに衛生指導、病気・ケガの対応、子育て支援の業務を行う。
栄 養 士	1人	人	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。
調 理 員	6人	人	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
用 務 員	1人	人	施設の清掃管理の業務を行う。
事 務 員	1人	人	保育園の事務に関する補助を行う。

4. 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育を行わない日

開園日	月曜日～土曜日	
開園時間	7時15分～19時30分	
保育提供時間	保育標準時間	7時15分～18時15分
	保育短時間	8時30分～16時30分
延長保育時間 (時間外保育)	保育標準時間	18時15分～19時30分
	保育短時間	7時15分～8時30分 16時30分～19時30分
休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)	

5. 保護者に支払いを求める利用者負担その他の費用の種類及びその額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料:0、1、2歳児まで)

支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

※保育料は、お預かりした園児の保育環境の充実を図るための費用です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

前記(1)に掲げる保育料のほか、【別表】に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 領収書について

銀行等での振込の場合は振込時に発行される明細書を、保護者の指定口座からの引き落としの場合は通帳の記載等をもって、領収書に代えさせていただきます。

6. 小学校就学前こどもの区分ごとの利用定員

支給認定区分	対象者	利用定員
2号認定(保育認定)	保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳以上のこども	106人
3号認定(保育認定)	保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳未満のこども	1～2歳 55人
		0歳 9人

7. 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

【利用の開始について】

当園は、市から保育の実施について決定を受けた場合に、保育の提供を開始します。

【利用の終了について】

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ・園児が小学校に就学したとき
- ・園児の保護者が、保育の必要性の事由(支給要件)に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

【保育業務支援システム「コドモン」(以下「コドモン」といいます)について】

- (1) 欠席・遅刻等の連絡や園からのお知らせ、登降園管理などが利用できるアプリです。
登録方法その他の詳細については配布した資料を確認のうえ、登録をお願いいたします。
(登録無料、別途通信料がかかります)
- (2) コドモンからお知らせ配信をする場合
- ・災害発生時の場合
 - ・行事等が中止または日程変更になる場合
 - ・保育園で緊急事態が発生した場合
 - ・その他

【保育園利用に当たっての留意事項】

- (1) 欠席・遅刻・お迎え時間の変更について
- ・欠席や登園時間が遅れる場合は、当日午前9時までに「コドモン」よりご連絡ください。
 - ・午前9時以降の連絡事項は、直接お電話にてご連絡ください。
 - ・午前9時30分までに欠席の連絡がない場合は、園から確認のお電話をします。
 - ・お迎え時間の変更や急な延長保育が必要な場合は、速やかにお電話でご連絡ください。
- (2) 毎朝の体温等の確認について
登園前に必ず体温や健康状態等を確認し、「コドモン」より入力ください。
- (3) 感染症について
麻疹(はしか)・百日咳・水ぼうそう・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過した後に登園してください。なお、登園の際は、必ず「登園届」をご提出ください。
- (4) 発熱や体調不良がある場合について
以下の場合は、登園を控えてください。
- ・24時間以内に38.0℃以上の発熱があった場合や解熱剤を使用している場合
 - ・発熱がなくても嘔吐や下痢などの症状がある場合
 - ・症状を緩和することを目的として解熱剤、鎮痛薬、吐き気止め、下痢止め等を服用している場合
 - ・その他、お子さまの体調が普段と異なる様子が見られ、集団での保育が困難であると判断される場合
- ※いずれの場合も、集団生活に支障がないと判断できる状態になってから登園してください。
- (5) 登園後の体調不良・ケガ等の連絡について
保育中に園児の体調に変化が見られたり、ケガをした場合は、対応をご相談するため電話連絡させていただくことがあります。また、以下の症状があり集団での保育が困難と判断する場合にはお迎えをお願いすることがあります。
- ・38.0℃以上の発熱が確認された場合
 - ・下痢や嘔吐などの症状が確認された場合
 - ・感染症が疑われる症状がある場合
- ※なお、体調が優れない時のお迎えは1時間以内でお願いします。

(6) 与薬について

薬を与えることは医療行為に当たるため、原則として行っておりません。ただし、医師の判断により薬の処方が必要な場合は、必ず「与薬依頼連絡票」をご提出ください。

・当園では、解熱剤、鎮痛剤、吐き気止め、下痢止め等の預かりは行いません。

なお、与薬後は園児を十分に観察し体調に変化がある場合はご連絡いたします。

(7) 園と保護者との連絡について

・0、1歳児は家庭での状況や園での様子については、「コドモン」を通じて共有いたします。

・園日より（月1回）、献立表（月1回）、保健日より（年4回程度）、全園児共通連絡事項、行事のご案内、健康面の配慮事項等についても、「コドモン」を通じてお知らせいたします。

8. 緊急時等における対応方法

園児に容体の変化やその他緊急事態が生じた場合、以下のとおり対応いたします。

(1) 園児の容体変化により、保育の継続が困難と判断される場合やその他の緊急事態が発生した際は、あらかじめ保護者にご提出いただいた緊急連絡先へご連絡いたします。連絡後は、速やかなお迎えにご協力ください。

また、保護者と連絡が取れない場合には園児の身体の安全を優先させ、嘱託医または主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(2) 園児の容体変化により緊急を要すると判断された場合は医療機関へ搬送し、受診や治療措置が行われることがあります。その際に発生する医療費等は保護者の負担となりますので、ご了承ください。

(3) 救急搬送等を行う際には、各関係機関へ園児の氏名、病名、かかりつけ医等、必要な情報を提供する場合があります。

(4) 保育にあたっては、細心の注意を払って対応いたしますが容体の急変など、不可抗力による事態に関しては、市及び保育園は責任を負いかねます。

(5) その他、必要事項については市、保育園及び保護者で協議のうえ決定いたします。

9. 非常災害対策 ※当園は大規模災害発生前後、避難所として運用する場合があります

(1) 地震の場合

地震が発生した際、以下のいずれかの条件に該当する場合は園児の引き渡しを行います。

・震度5弱以上の地震発生時

・震度4以下であっても、保育の継続が困難と判断した場合

その際、保育園から速やかにご連絡いたします。

(2) 風水害の場合

さくら市において午前7時時点で大雨や洪水・暴風などの警報又は特別警報が発表されている場合、災害が発生するおそれがあると判断した場合には臨時休園とする可能性があります。具体的には以下の警報が発表された場合、臨時休園とさせていただきます。

1. 暴風警報又は暴風特別警報

2. 大雨警報又は大雨特別警報

3. 洪水警報

《保育中の大型台風接近予報時の連絡について》

大型の台風がさくら市に接近する予報が出た場合、保育園からは「コドモン」を通じて注意喚起の連絡を行います。その際、定期的に「コドモン」をご確認いただきますようお願いいたします。

また、保育中に風水害の警報及び避難情報が発表された場合、降園の準備のお知らせをさせていただきます。おこさまの安全を最優先に考え、速やかにお迎えいただけますようご理解とご協力をお願いいたします。

(3) その他の災害（火災等）の場合

園の状況により保育の継続が困難と判断した場合は、園児の引き渡しを行います。その際、保育園から連絡をいたします。

(4) 災害発生時の連絡について

災害発生時の連絡に、「コドモン」による緊急お知らせメールで一斉送信を行います。また、災害伝言ダイヤル「171」を利用して情報をご確認いただけます。

《災害用伝言ダイヤル「171」（イナイ）の利用方法》

利用方法

- ①「171」を押します
 - ②「2」を押します
 - ③たいよう保育園の電話番号（0286811331）を入力します
 - ④「1」を押します→伝言が再生されます
 - ⑤「8」を押します→もう一度再生したいとき
- ※次の伝言の再生は「9」を押します

* さくら市防災ポータルサイト

防災情報を入力するために、以下のQRコードをご活用ください。

（災害に備え登録をお願いします。）



（さくら市防災ポータルサイト）

(5) 非常災害対策について

消防計画作成 (変更)届出書	氏家消防署 年度当初届出			
避難訓練	月1回、避難訓練を実施します。 想定を火災、地震、水害、竜巻、不審者対応等とし、時間帯も様々なパターンを設定します。			
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	園庭	第2避難場所	

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では、児童虐待防止等に関する法律に基づき、こどもの人権を尊重し、身体・心理・性的・ネグレクト（不適切な養育・保育）を含むすべての虐待防止と早期発見に努めるとともに、職員が虐待行為を行わないことを徹底しています。

職員は、日々の保育の中でこどもの心身の状況に十分留意し、職員間で情報を共有するとともに、気になる変化が見られた場合には速やかに園内で協議し、必要に応じて関係機関と連携します。

また、虐待防止の責任者を配置し、園児が虐待を受けていると疑われる場合には速やかにさくら市こども政策課または栃木県北児童相談所へ通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ります。

11. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。（令和7年2月1日現在）

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	主任保育士
	・ご利用時間	8時30分～17時15分
当園 ご利用相談窓口	・電話番号	028-681-1331
		028-682-2286
	・F A X	028-681-0186
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	笠井 勇一	電話番号 028-682-6432
		役 職 民生委員児童委員
	鈴木美智子	電話番号 090-5526-3384
		役 職 民生委員児童委員

12. その他

(1) 食事の提供等について

① 提供方針

食事は、すべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める食事提供を目指しています。

② 提供方法

自園調理

③ 昼食・おやつ

月末に献立表を配布します。

④ アレルギーへの対応

使用する食材でアレルギー等で食べられないものがある場合は、事前にご連絡ください。ご相談のうえ、除去する等の対応をします。

(例) 卵、牛乳、小麦、そば等

⑤ 衛生管理等

集団給食施設届出を栃木県北健康福祉センターへ提出済みです。

また、調理員、保育士、栄養士、および看護師は毎月検便を行っています。

(2) 健康診断について

① 健康診断・歯科健診

年2回、嘱託医が健診をします。健診の結果は児童票に記載し、保護者に報告します。

【内 科】

医療機関名	高瀬小児科医院
嘱託医名	仲澤 博子
所在地	さくら市氏家1916
電話番号	028-682-5511

【歯 科】

医療機関名	すぎうら歯科医院
嘱託医名	杉浦 一明
所在地	さくら市氏家3211-27
電話番号	028-681-2772

② 身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果は児童票に記載。

※その他、園児の日頃の様子で心配なことがありましたらご相談ください。

(3) 医療機器等の預かりについて

メガネ、補聴器等の医療機器をおこさまが保育中に着用する場合について、取扱いには十分注意をいたしますが、何らかの原因で破損や紛失、こども同士で思わぬアクシデントが生じた場合、原則として保育園では保証しかねますのでご了承ください。

(4) 園児の持ち物の取り扱いについて

園生活の中で、こども同士の関わり等により、他の園児の衣類や持ち物を汚損または破損してしまうことがあります。その際は、状況を確認のうえ、当該ご家庭に洗濯等をお願いします。なお、修復または使用が困難となった場合には、関係するご家庭において、弁償等の対応をさせていただくことがありますので、あらかじめご理解とご了承をお願いします。

(5) 支給認定区分・住所等の変更

① 支給認定区分の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

1) 3号認定から2号認定に変更になる場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、変更後の保育料改定時期（4月、9月）に新たな認定（2号認定）を記載した利用者負担（保育料）決定通知が送付されます。

2) 就労時間等の変更に伴う認定区分(時間)を変更する場合

提出書類:「支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届出書」

保育を必要とする事由がわかる書類(就労証明書等)

提出先:さくら市こども政策課、喜連川支所市民生活室または当園

② 住所・世帯構成・保護者区分等の変更

提出書類:「支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届出書」

提出先:さくら市こども政策課、喜連川市民生活室または当園

1.3. スポーツ振興センター保険について

当園では、園生活中の事故やケガに備え、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。保険料(年間払い)は保護者会費より支払います。詳細は入園後に配布する書類をご確認ください。

なお、保険の適用範囲や給付内容については、保険規約に基づき対応いたします。不明な点がございましたら遠慮なく園までお問い合わせください。

《通園経路について》

登園及び降園時の通常の通園経路(保護者様が認められた経路)が保険の補償対象となります。ただし、ご自宅から保育園間の移動中の事故やケガについては、他の保険(例:自動車損害賠償責任保険)との関係により、二重で補償を受けることができない場合がありますのであらかじめご了承ください。保険請求に当たっては必要書類の提出および状況の確認が求められます。

(1) 降園後のケガ、事故等について

お子さまの引き渡し後に発生した事故、ケガ等については、原則的に保護者の管理のもとで対応していただくこととなります。

また、保育時間以外(保護者へお子さまを引き渡した後、引き渡しを受ける前)の園庭や駐車場等でのけが、事故、トラブルについては責任を負いかねますので十分ご注意ください。

安全確保のため、以下の点にご留意ください。

- ・駐車場内は徐行運転を徹底してください。
- ・駐車場ではお子さまが一人で飛び出したり、歩き回ったり、走り回ったりしないよう必ず手を繋ぎ、目を離さないようお願いします。

【別表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 (令和7年度現在)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保護者会費	行事参加費 プレゼント代 保険代	月額 300円
主食費	3歳児以上クラス主食材料費として	月額 700円
副食費	3歳児以上クラス副食材料費として (免除該当者は除く)	月額 4,500円

※その他、行事等で実費負担をお願いする場合があります。

※主食・副食費に係る利用者負担金は、市が決定し通知します。

※保護者会費は、月額料金が上がる予定です。

2 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担

保育提供時間	時間外保育時間	料 金
保育短時間	17:45～18:30	100円／45分 1か月当たりの時間外保育料の合計額は、さくら市保育料徴収基準額表において区分される階層区分の保育標準時間と保育短時間の保育料の差額（0円～900円）になります。
	18:30～19:30	300円／30分（月極利用有り）
保育標準時間	18:30～19:30	300円／30分（月極利用有り）

時間外保育（延長保育）について

◆保育標準時間(7:15～18:15)													
7:15	8:30												
16:30	18:30												
19:00	19:30												
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:70%;">保育標準時間</td> <td style="width:30%; background-color:#cccccc;">延長保育</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保育料(月額)の範囲で利用可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="background-color:#cccccc;">300円/30分 ※月極利用有り</td> </tr> </table>		保育標準時間	延長保育	保育料(月額)の範囲で利用可能			300円/30分 ※月極利用有り						
保育標準時間	延長保育												
保育料(月額)の範囲で利用可能													
	300円/30分 ※月極利用有り												
◆保育短時間(8:30～16:30)													
7:15	8:30												
16:30	17:45												
18:30	19:00												
19:30													
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:15%; background-color:#cccccc;">時間外保育(前)</td> <td style="width:40%;">保育短時間</td> <td style="width:15%; background-color:#cccccc;">時間外保育(後)</td> <td style="width:30%; background-color:#cccccc;">延長保育</td> </tr> <tr> <td>無料</td> <td>保育料(月額)の範囲で利用可能</td> <td>無料</td> <td>300円/30分 ※月極利用有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100円/45分</td> <td></td> </tr> </table>		時間外保育(前)	保育短時間	時間外保育(後)	延長保育	無料	保育料(月額)の範囲で利用可能	無料	300円/30分 ※月極利用有り			100円/45分	
時間外保育(前)	保育短時間	時間外保育(後)	延長保育										
無料	保育料(月額)の範囲で利用可能	無料	300円/30分 ※月極利用有り										
		100円/45分											

18時30分以降の延長保育については、現行どおり「さくら市立保育園規則」（平成17年3月28日さくら市規則第81号）及び「さくら市延長保育実施要綱」（平成17年3月28日さくら市告示第26号）に基づくものとします。

以上、当園における保育の提供の開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

さくら市立たいよう保育園長

さくら市立たいよう保育園長 様

私は、本書面に基づいて、さくら市立たいよう保育園の利用にあたっての重要事項を確認し、同意しました。

年 月 日

保護者住所 _____

園児氏名 _____

保護者氏名 _____

園児から見た続柄 _____